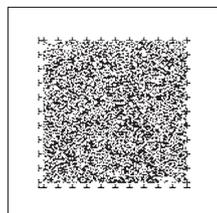
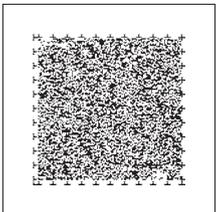




人権・
ジェンダー
平等を
考える

品川区





はじめに

品川区は、区政の基本理念として「平和で人権が尊重される社会」を目指すことを掲げ、偏見や差別のない、安心して暮らせる明るい共生社会の実現のために様々な施策を展開しています。

平成5(1993)年には、都内唯一の「人権尊重都市品川宣言」を制定、人権尊重思想の普及啓発と教育を進めることを宣言し、差別の実態解消に努め、人権擁護に関するさまざまな事業を積極的に推進してまいりました。

この間、平成28(2016)年には、人権に関する三つの法律、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」(障害者差別解消法)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)、令和元(2019)年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)、令和5(2023)年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が施行されました。

また、品川区においてはすべての人が性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」を制定し、令和6(2024)年4月1日に施行しました。

しかし残念なことに、いまだにあらゆる偏見や差別が解消されたとはいうことのできない現実があります。

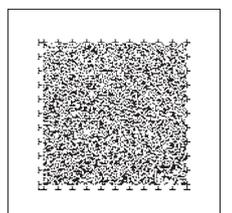
女性、子ども、高齢者、障害者、性的マイノリティ、部落差別(同和問題)、アイヌの人々、外国人、また特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害、DV等のさまざまな人権課題は、すみやかに解決していかなければならない急務の課題といえます。

人権とは難しいことではなく、私たち一人ひとりが安心して幸せを追い求めることのできる権利、ということなのだと思います。そして、人権が尊重される社会とは、私たちがお互いに理解し合い、人としての権利と尊厳を尊重し、思いやりを持ち、支えあって多様な人たちと共生していくことによって、はじめて実現されるものだと考えます。

この冊子は、令和6(2024)年度に実施された「人権・ジェンダー平等に関わる意識調査」の結果から、区民の人権意識の一部を紹介したものです。

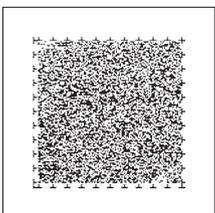
人権を身近な問題としてとらえ、正しい理解と認識をより一層深め、人権尊重社会の実現のためにお役立ていただければ幸いです。

品川区区長室人権・ジェンダー平等推進課



目次

人権尊重都市品川宣言	1
品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例	2
人権・ジェンダー平等に関わる意識調査について	4
人権尊重都市品川宣言について	5
各種法律の認知状況について	6
社会における差別の状況について	7
高齢者との共生について	8
障害者との共生について	9
子どもと人権について	11
インターネットと人権について	12
部落差別（同和問題）について	14
性的（セクシュアル）マイノリティと人権	17
ジェンダー平等の意識について	19
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	22
ハラスメントの防止について	23
DVについて	24
ジェンダー平等の推進に関する施策について	26
さまざまな人権課題	28
品川区人権問題相談窓口	裏表紙



人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が
国際社会の責務であることを明らかにした

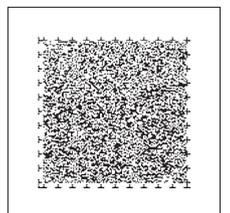
今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根つき
部落差別をはじめ
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によって
必ずや解消できることを
我々は確信する

平和で心ゆたかな
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
『人権尊重都市品川』を宣言し
差別の実態の解消に努め
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

平成5(1993)年4月28日

品 川 区



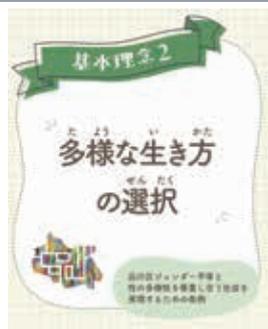
品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例

品川区は、すべての人が性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、区の施策を総合的かつ計画的に推進するための9つの基本理念を定め、区民や事業者、教育関係者のみなさんと一緒に取り組みを進めていくための指針となる条例を制定しました。



①人権侵害の根絶

性別等に起因する差別、配偶者暴力等、ハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害が根絶されること



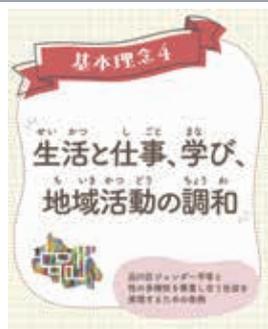
②多様な生き方の選択

すべての人が、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自分の個性や能力を発揮して、多様な生き方が選択できること



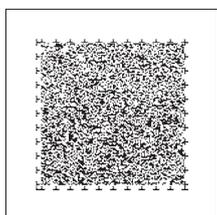
③平等な参画機会の確保

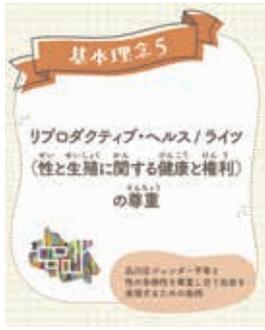
すべての人が、性別等にかかわらず、あらゆる分野において、立案や決定に平等に参画する機会が確保されること



④生活と仕事、学び、地域活動の調和

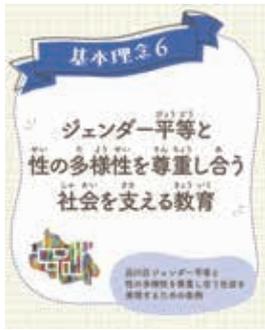
すべての人が、家事、育児、介護等の生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和がとれた暮らしを営むことができること(ワーク・ライフ・バランス)





⑤ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重

すべての人が、妊娠、出産等のリプロダクティブ・ヘルス/ライツを認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること



⑥ ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を支える教育

学校教育、社会教育などの場において、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を支える意識の形成やメディア・リテラシーの育成に向けた取組が行われること



⑦ 女性のエンパワーメント

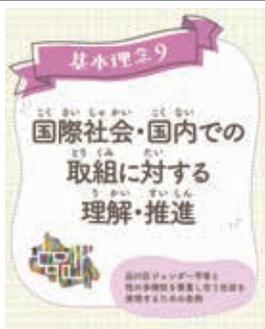
女性が尊厳と誇りをもって自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できること

※エンパワーメント：その人の本来持つ能力を引き出し発揮できるようにすること



⑧ 性的指向やジェンダーアイデンティティに起因する日常生活上の困難の解消

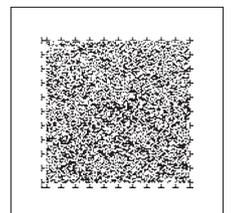
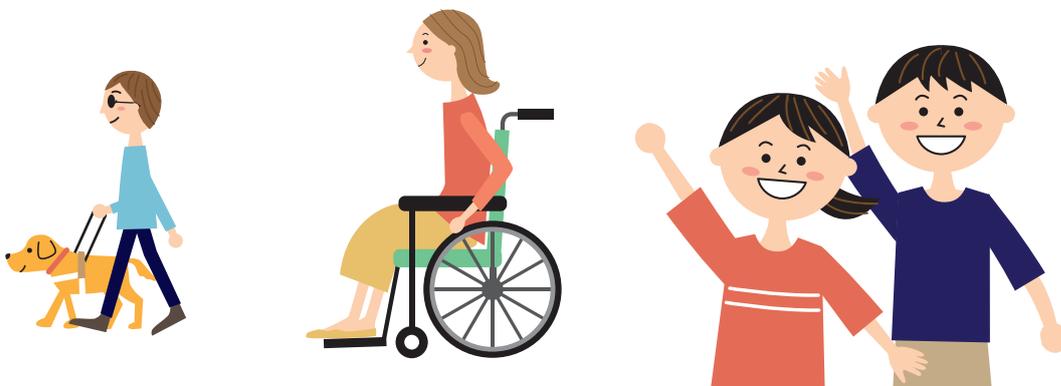
すべての人の性的指向およびジェンダーアイデンティティが尊重され、これに起因する日常生活上の困難等が解消されること



⑨ 国際社会・国内での取組に対する理解・推進

国際社会および国内におけるジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に係る取組を積極的に理解し、推進すること

令和6(2024)年4月1日施行



人権・ジェンダー平等に関わる意識調査について

この「人権・ジェンダー平等に関わる意識調査」は、人権やジェンダー平等、人権侵害や差別など多様な人権問題等に関する区民意識を把握し、今後の人権やジェンダー平等の教育、啓発を推進する上での基礎資料とするために実施しました。

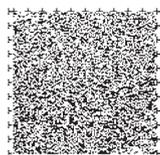
ここでは主な結果を掲載します。『人権・ジェンダー平等に関わる意識調査報告書』は、区政資料コーナーやジェンダー平等推進センター、区立図書館、区ホームページなどでご覧いただけます。

調査の設計

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| (1)調査対象 | 区内在住の満18歳以上80歳未満の区民(外国人3%程度含む)2,500人 |
| (2)抽出方法 | 住民基本台帳より層化二段無作為抽出 |
| (3)調査方法 | 郵送配布、郵送・オンライン併用回収 |
| (4)調査期間 | 令和6(2024)年9月30日(月)～10月31日(木) |
| (5)有効回収数 | 全体895人(有効回収率：35.8%) |

調査の内容

- 人権問題全般
- 差別経験と被差別経験
- 社会における差別の状況
- 高齢者と人権
- 障害者と人権
- 子どもと人権
- 外国人と人権
- HIV感染者・ハンセン病患者等感染者の人権
- 部落差別(同和問題)
- インターネットと人権
- 性的(セクシュアル)マイノリティと人権
- ジェンダー平等の意識について
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
- 教育・啓発について
- ハラスメントの防止について
- DVについて
- ジェンダー平等の推進に関する施策について
- 区に関する施策について



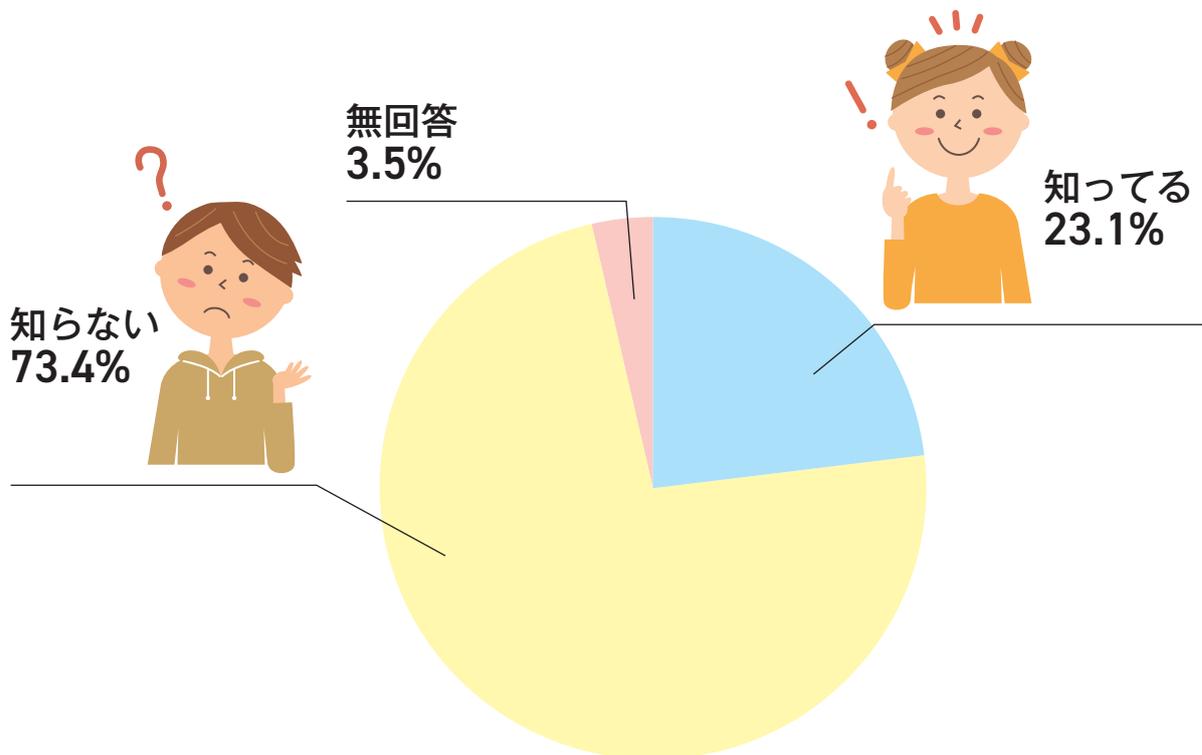
●人権尊重都市品川宣言について

『人権尊重都市品川宣言』の周知状況

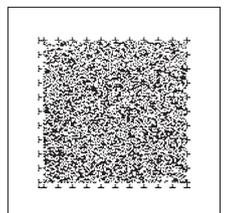
Q

人権を守り、差別のない、豊かな地域社会を実現するため、平成5（1993）年4月に23区で初の「人権尊重都市品川宣言」を制定しましたが、あなたは知っていますか。

A



宣言は制定から30年が経過し、区の人権施策の柱となっています。この宣言を着実に浸透させ、差別意識や偏見のない地域社会を実現するために、さらに啓発を充実させていきます。



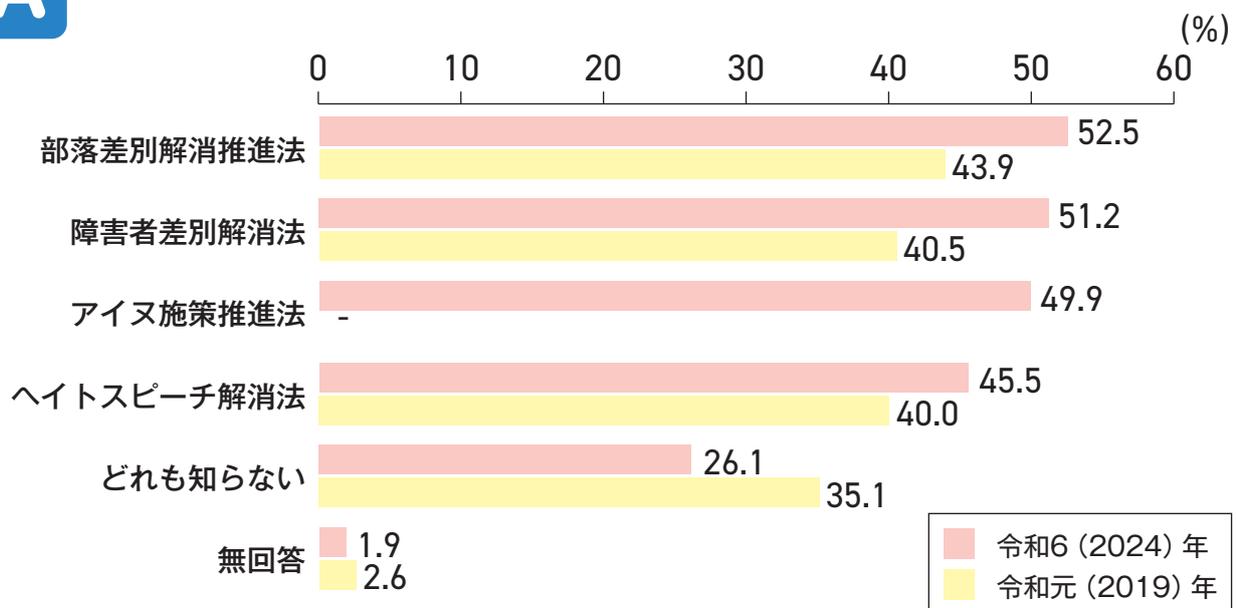
●各種法律の認知状況について

人権に関する4つの法律の認知状況

Q

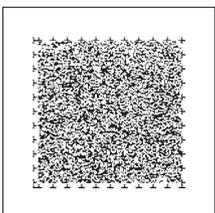
次の4つの法律を知っていますか。

A



「部落差別解消推進法」が52.5%で最も高く、「障害者差別解消法」51.2%、「アイヌ施策推進法」49.9%、「ヘイトスピーチ解消法」45.5%と続いています。一方、「どれもしらない」は26.1%となっています。

前回調査より認知度は上がっていますが、依然として半数にとどまっています。引き続き『人権尊重都市品川宣言』と共に周知を図っていきます。



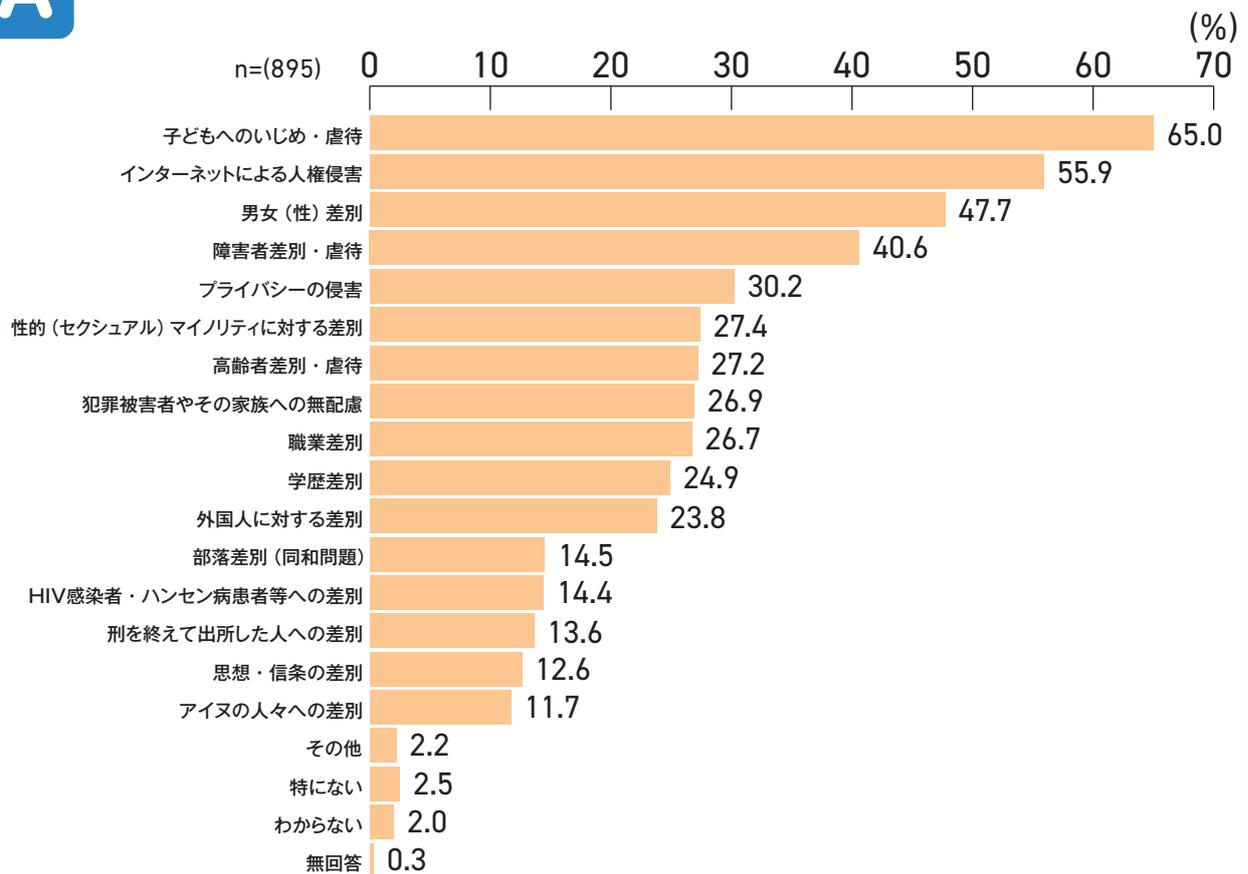
●社会における差別の状況について

問題があると思う人権問題

Q

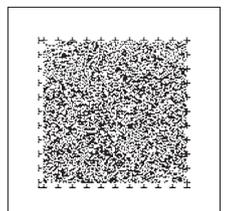
あなたが現実の社会で、特に問題があると思う人権問題は何か。

A



「子どもへのいじめ・虐待」「インターネットによる人権侵害」「男女(性)差別」が特に高い関心を集めており、それらが区民にとって当事者となりやすく、身近に直面している人権課題であることがうかがえます。

一方で、どちらかと言えば身近に感じづらい「部落差別(同和問題)」や「HIV感染者・ハンセン病患者等への差別」等は現実には差別が存在しているにもかかわらず1割台と低い傾向にあります。



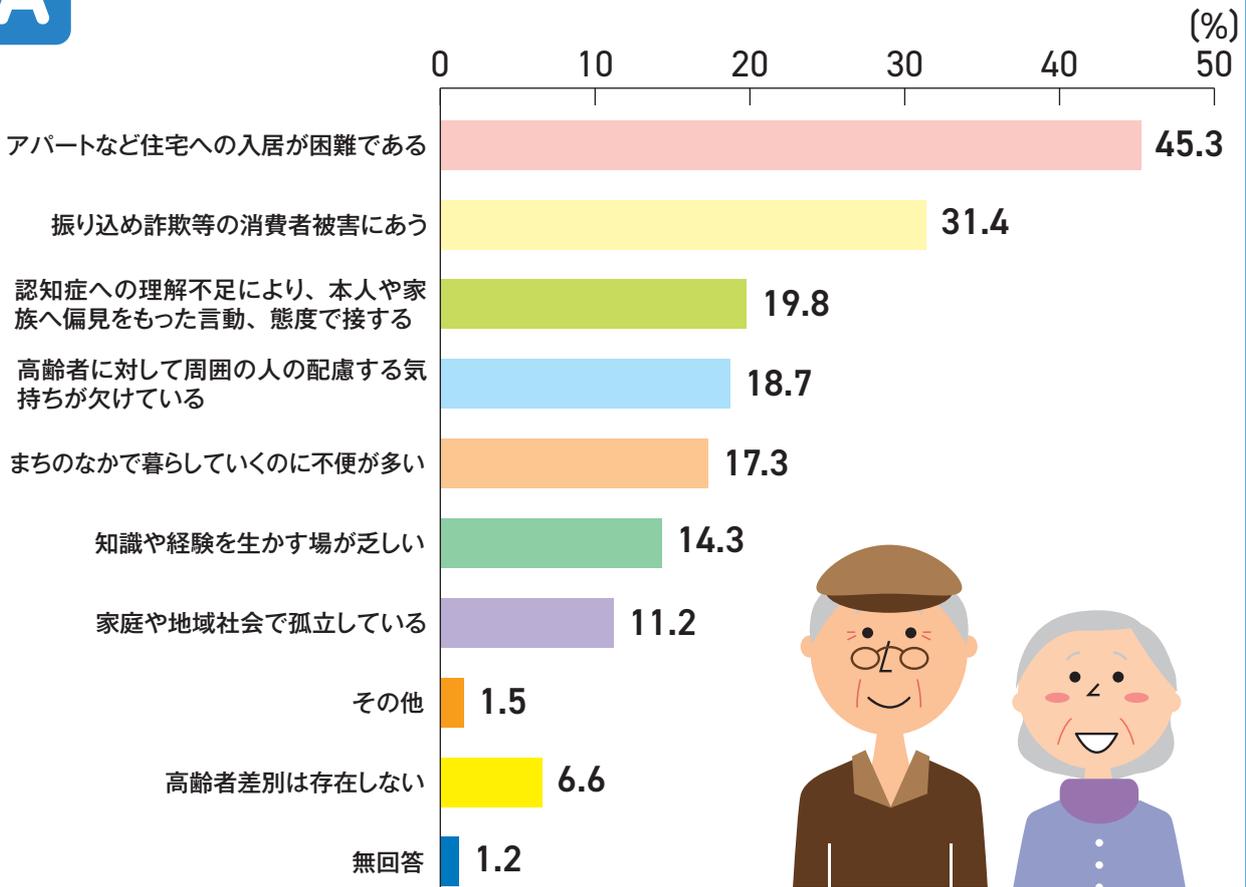
● 高齢者との共生について

高齢者の人権が守られていないと思う場合

Q

高齢者の人権が守られていないと思うのは、特にどのような場合ですか。

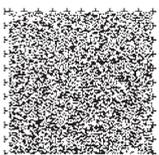
A



「住宅への入居困難」、「振り込め詐欺等の消費者被害」、「認知症への理解不足からくる周囲からの偏見」が上位となっており、過去調査と比較しても増加傾向となっています。高齢者が増える世の中で、当事者として実際に直面している課題として顕在化していることが伺えます。

高齢者を大切にできる心を育てよう

高齢者に対する就職差別や介護者等による身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しています。高齢者が社会の一員として生き生きと暮らせる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。



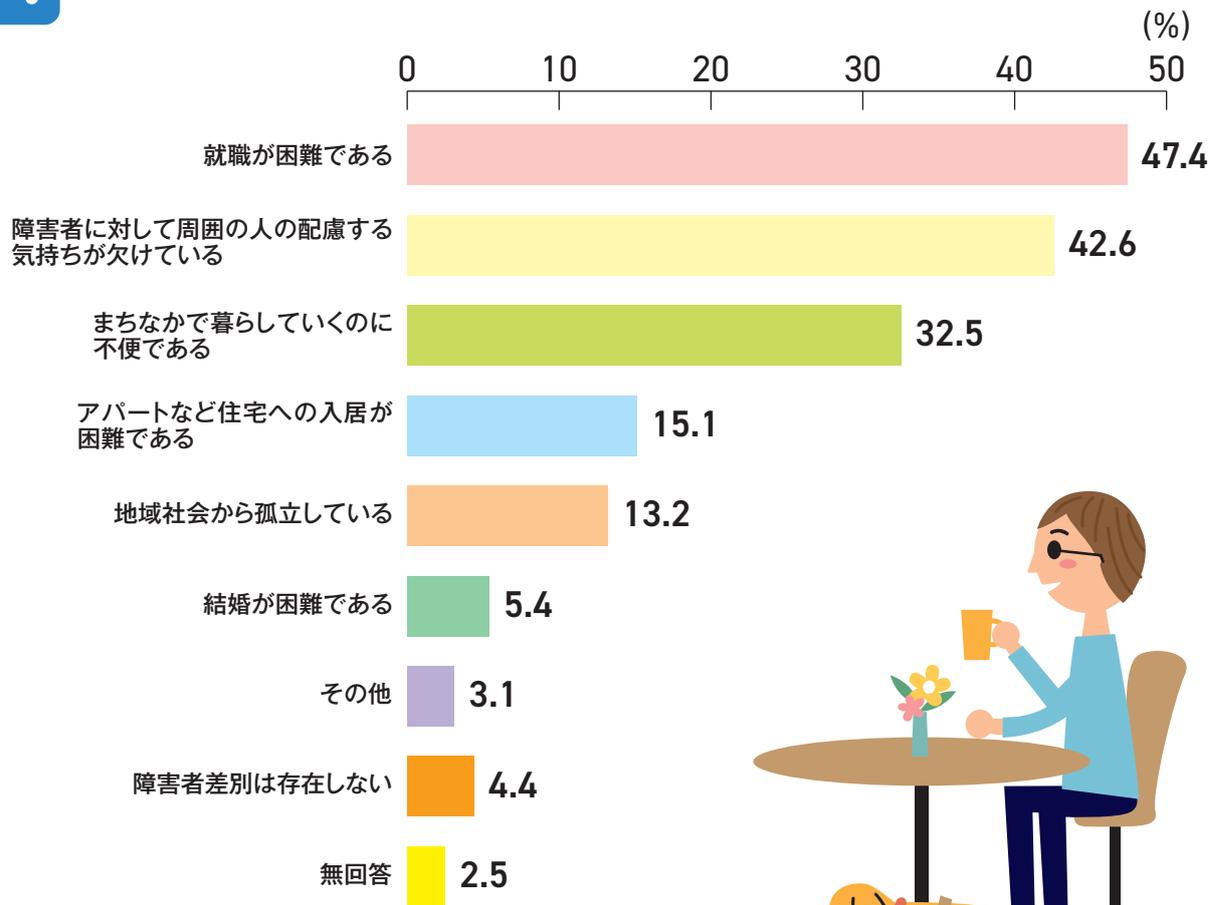
●障害者との共生について

障害者の人権が守られていないと思う場合

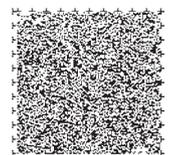
Q

障害者の人権が守られていないと思うのは、特にどのような場合ですか。

A



「就職の困難」「周囲の人々の配慮不足」「まちなかでの暮らしの不自由さ」が上位となっています。引き続きハード面とソフト面双方からの支援の充実が求められています。



障害のある人の自立と社会参加を進めよう

障害のある人が、障害を理由として店舗等でのサービス提供を拒否されるなどの人権問題が発生しています。障害者差別解消法に定められた「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を意識し、障害のある人が障害のない人と同じように生活し活動することができる社会を目指しましょう。

「不当な差別的取扱い」とは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、サービスなどの提供に当たって場所や時間帯を制限したりするなど、障害のない人と異なる取扱いをして障害のある人を不利に扱うことをいいます。

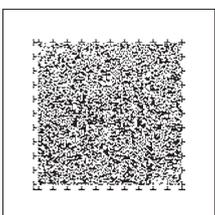
出典：政府広報オンライン「事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化」



「合理的配慮の提供」とは

障害のある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることをいいます。

出典：政府広報オンライン「事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化」



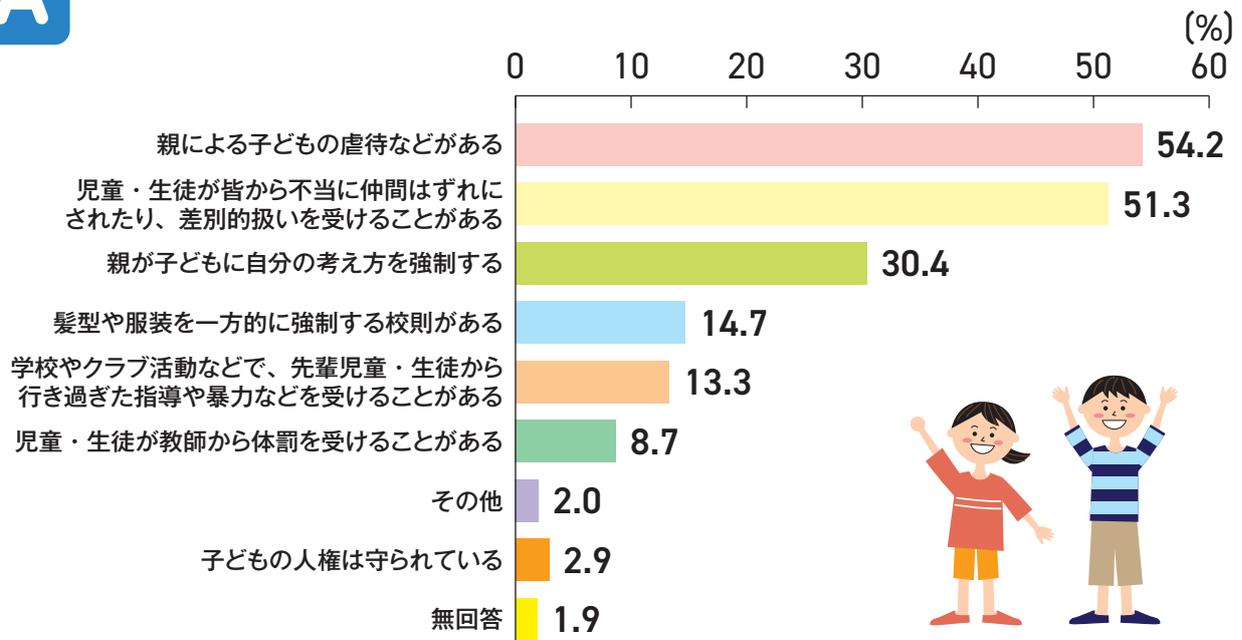
●子どもと人権について

子どもの人権が尊重されないと思う場合

Q

子どもの人権が尊重されないと思うのは、特にどのような場合ですか。

A

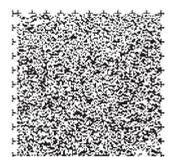


「親からの虐待がある」が54.2%で最も高く、次に「不当に仲間はずれにされたり差別的扱いを受ける」が51.3%となっており、虐待やいじめに関する問題意識が高いことがうかがえます。

すべての子どもが健やかに育つために、家庭、学校、地域が協力し、子ども一人ひとりが大切にされる社会となるよう周囲の人が一層目配りをして、社会全体で支援していく必要があります。

子どもの人権を守ろう

いじめや体罰、児童虐待、児童買春などの人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として最大限尊重され、安心して健やかに成長できる社会にしましょう。



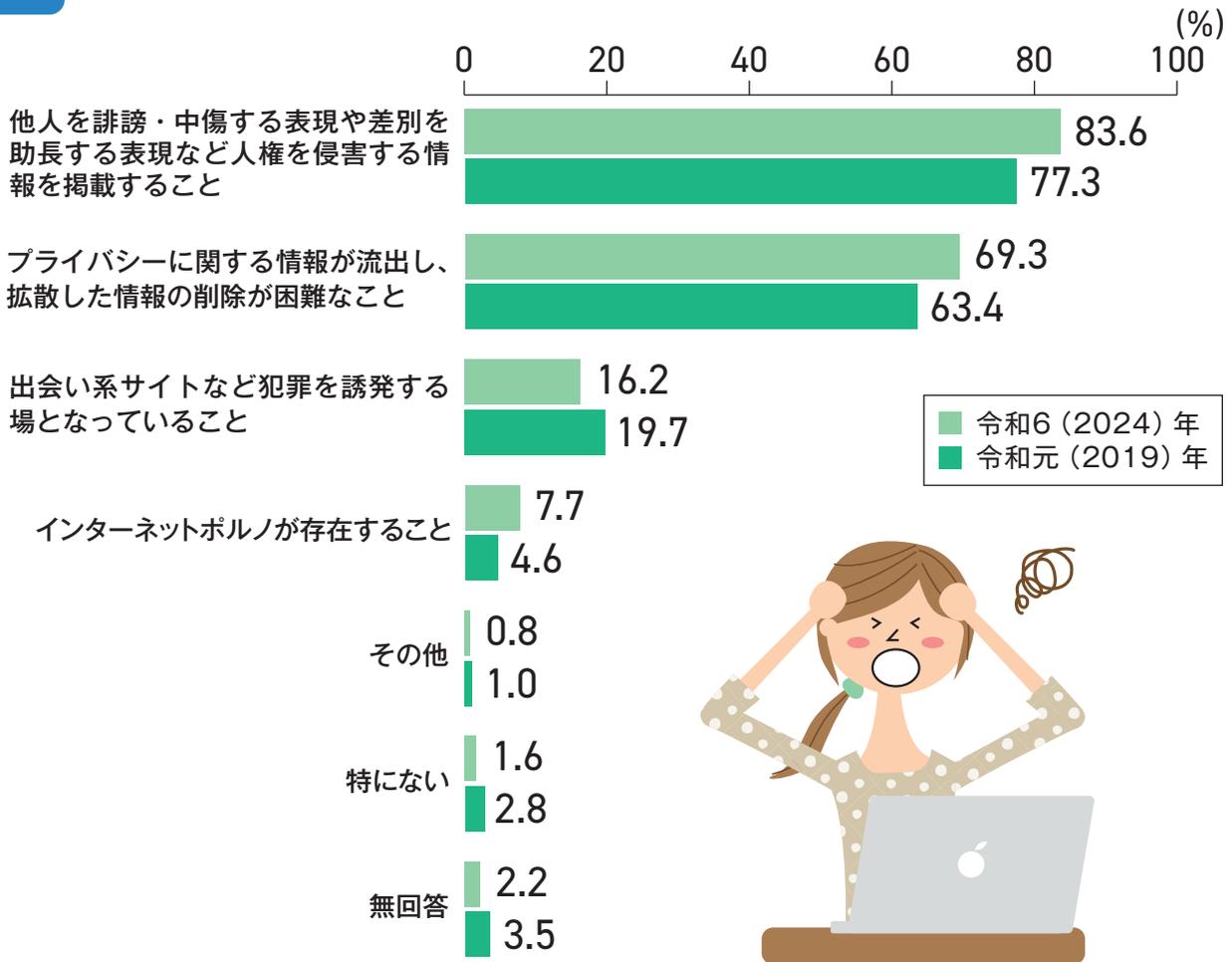
●インターネットと人権について

インターネットに関して人権上問題があること

Q

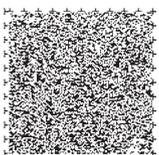
インターネットに関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

A



「他人の誹謗中傷や差別表現など人権を侵害する情報を掲載すること」が83.6%と最も高く、次に「拡散した情報の削除が困難なこと」が69.3%となっています。特に前者は、前回調査よりも6%上昇し、8割を超えるなど、SNSの浸透と共に深刻な社会問題化していることがうかがえます。

SNSでの誹謗中傷を苦に自殺に追い込まれてしまうケースもあるように、言葉による暴力は時に人の命を奪いかねない恐ろしい行為です。

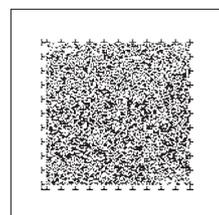


また、インターネット上で拡散した情報は削除が困難であることから、軽い気持ちで発信した内容がいわゆる「デジタルタトゥー」として残り、取り返しのつかないことにもなりかねません。

インターネットを利用する際は、自分が書かれて嫌なことを書き込まない、個人情報や写真等を安易にアップロードしない、拡散しないなど、人権を意識した適切な利用を心がけていかなければなりません。

インターネットを悪用した人権侵害をなくそう

インターネットの普及により、SNS上で個人の名誉がき損されたり、差別を助長する表現が掲載されるなど、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した人権軽視の行為が社会問題となっています。それらの行為は、場合によっては犯罪行為として、民事上だけでなく刑事上の責任を問われる可能性があります。個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。



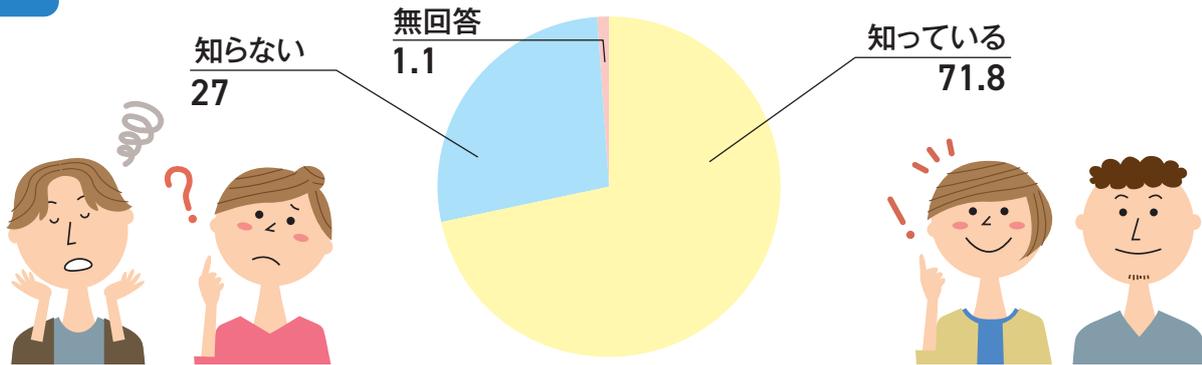
● 部落差別 (同和問題) について

部落差別 (同和問題) の周知状況

Q

部落差別 (同和問題) といわれる人権侵害の問題があることを知っていますか。

A



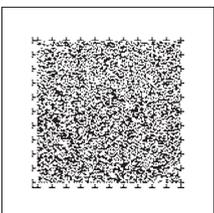
「部落差別 (同和問題) を知っている」と回答した人は71.8%と過去の調査と同水準を維持しています。解決に向けた取り組みにより、一定の成果が上がったものの、「部落はこわい」といった誤った認識に基づく落書きやインターネット上での差別書き込み、結婚・就職差別などが後を立ちません。差別はまだまだ解消されていないのが現状です。

部落差別 (同和問題) とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々な形で現れている我が国固有の人権問題です。

現在もなお、被差別部落 (同和地区) の出身という理由で、結婚をさまたげられたり、就職で不公平に扱われたりするなど基本的人権を侵害されています。

封建時代において、被差別部落の人々は武具や馬具、太鼓など生活に必要な革製品を作ったり、役人のもとで地域の警備を行うなど、社会に欠かせない役目を担っていました。しかし、住む場所や仕事、結婚、交際など生活の面で厳しい制限を受けていました。彼らが住まわされていたところが「被差別部落 (同和地区)」、彼らに対する差別が「部落差別」です。

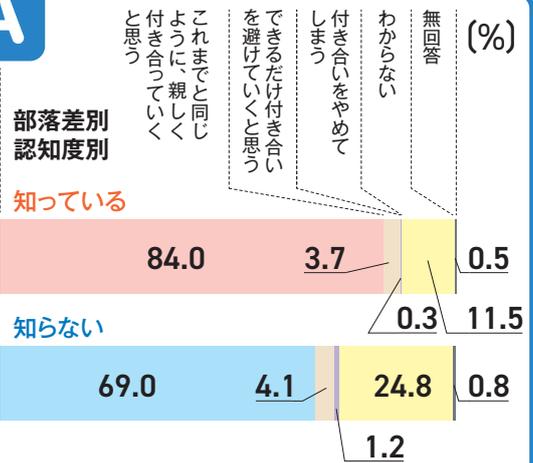


隣近所への対応

Q

親しく付き合いしている隣近所の人
が「被差別部落（同和地区）」出身
者であるとわかった場合、あなた
はどうすると思いますか。

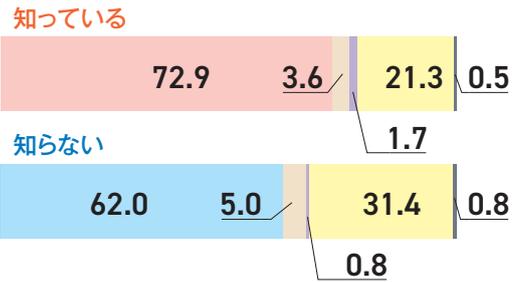
A



身内の結婚相手への対応

Q

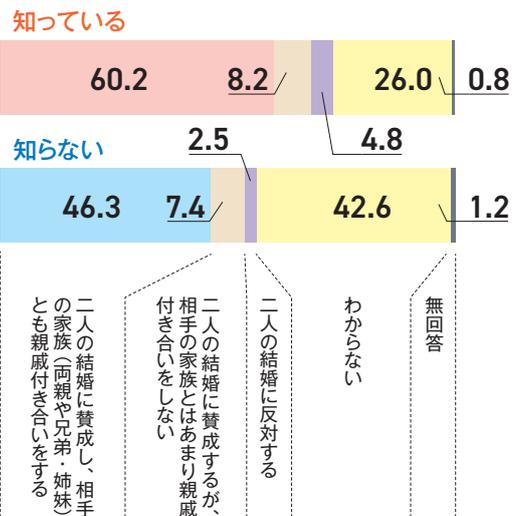
身内の方の結婚相手が「被差別
部落（同和地区）」出身者である
とわかった場合、あなたはどうす
ると思いますか。



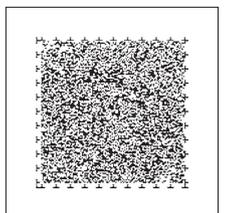
お子さんの結婚相手への対応

Q

もしも、あなたにお子さんがある
として、その結婚相手が「被差別
部落（同和地区）」出身者である
とわかった場合、あなたはどうす
ると思いますか。

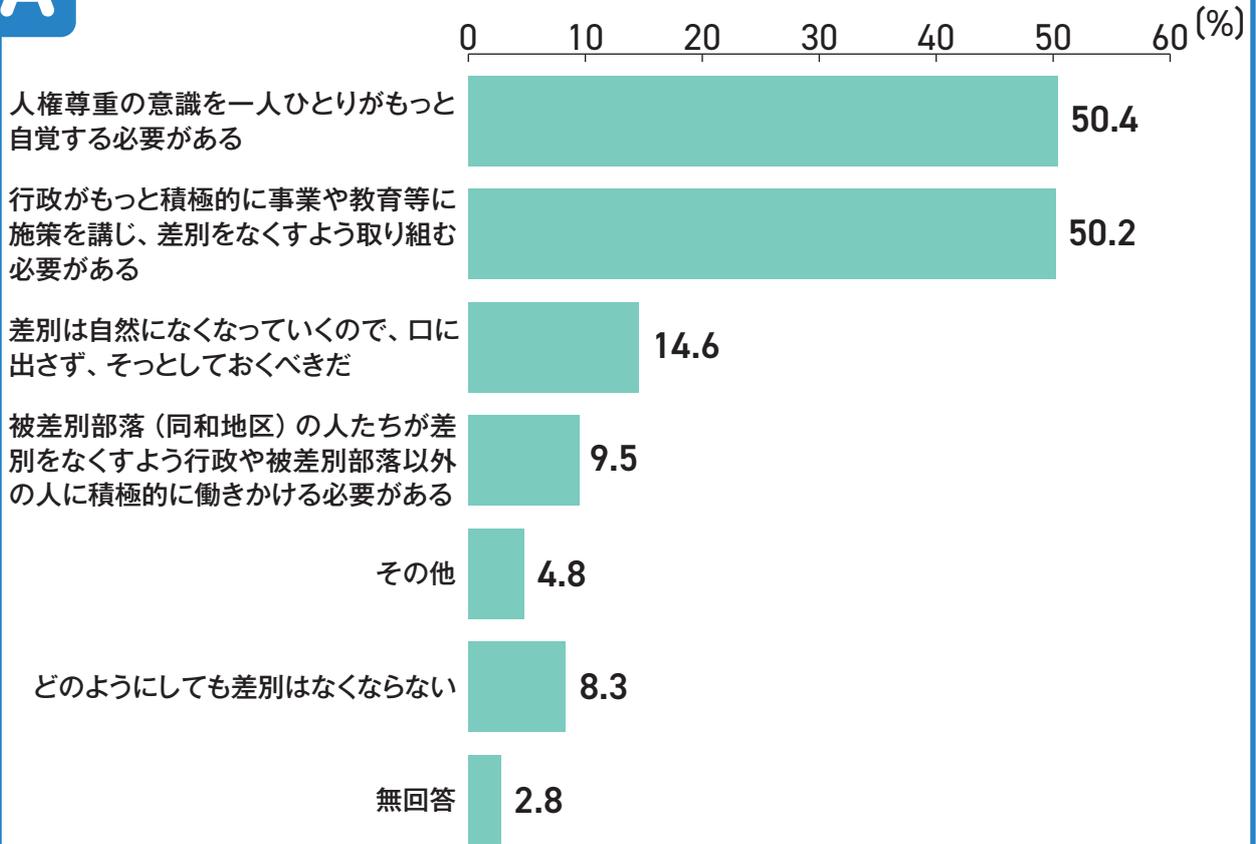


普段は他人事のように思っている、いざ自分の身近に関係することとなると、偏見や差別意識が表れてきます。また、部落差別（同和問題）を知っている人のほうが知らない人よりも「付き合いを続ける」回答が多く、部落差別（同和問題）への知識や理解を深めることが差別意識への解消につながるものと考えられます。





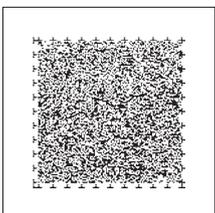
部落差別（同和問題）解決のために、今後どうすればよいと思いますか。



部落差別（同和問題）を無くすためには、行政や教育での啓発が必要という意見が多く、今後もさらなる人権啓発や部落差別（同和問題）を無くす取り組みが求められています。

平成28（2016）年に施行された「部落差別解消推進法」では、第一条に「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である…」と規定しています。

「寝た子を起こすな」（そっとしておけば差別は無くなる）という考えでは差別は無くなりません。差別を正しく理解していないため、無意識のうちにかえって差別を拡大させてしまう結果を招きかねないからです。



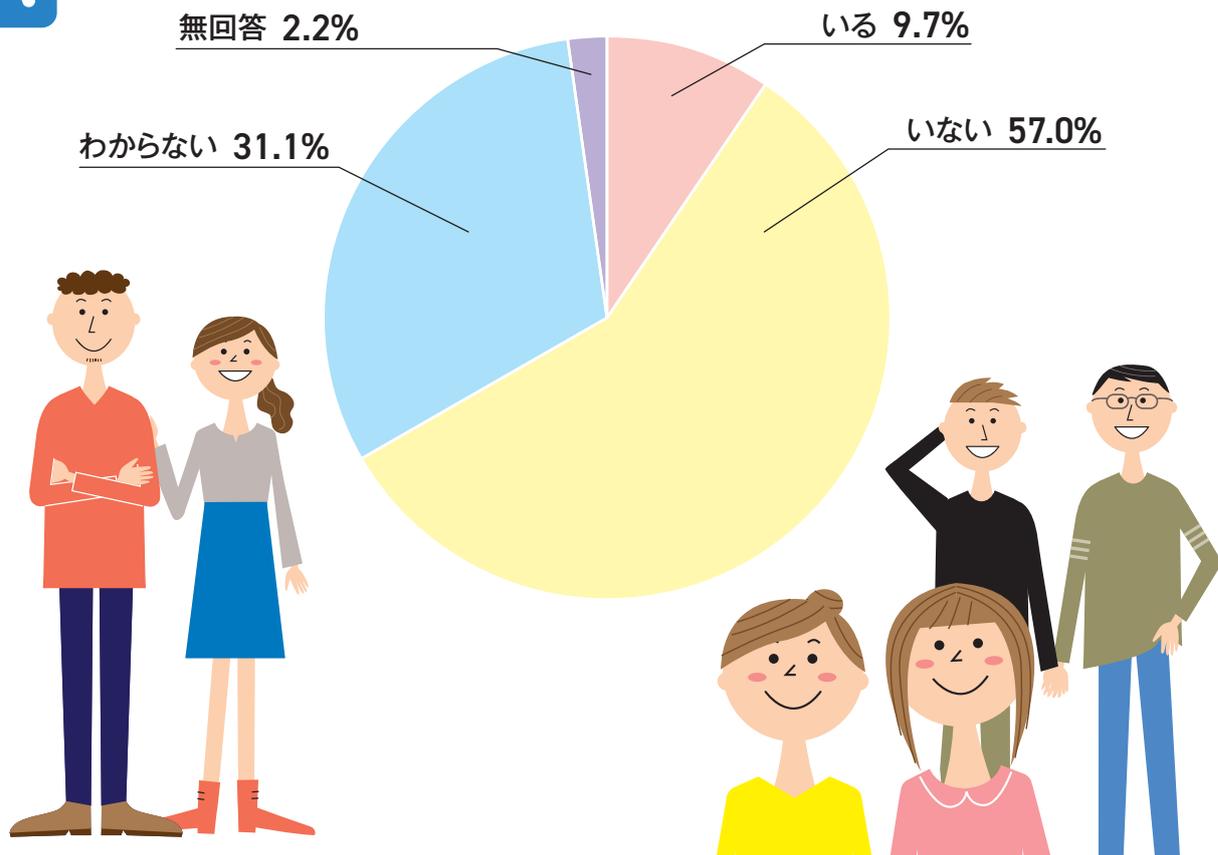
●性的(セクシュアル)マイノリティと人権

自分または身近で性別等に悩んでいる人の有無

Q

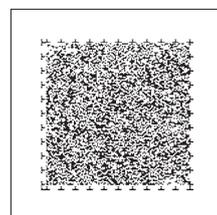
あなた自身または身近な方に自分の性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティに悩んでいる人はいますか。

A



「いる」が9.7%に対して、「いない」と「わからない」の合計が88.1%を占めています。

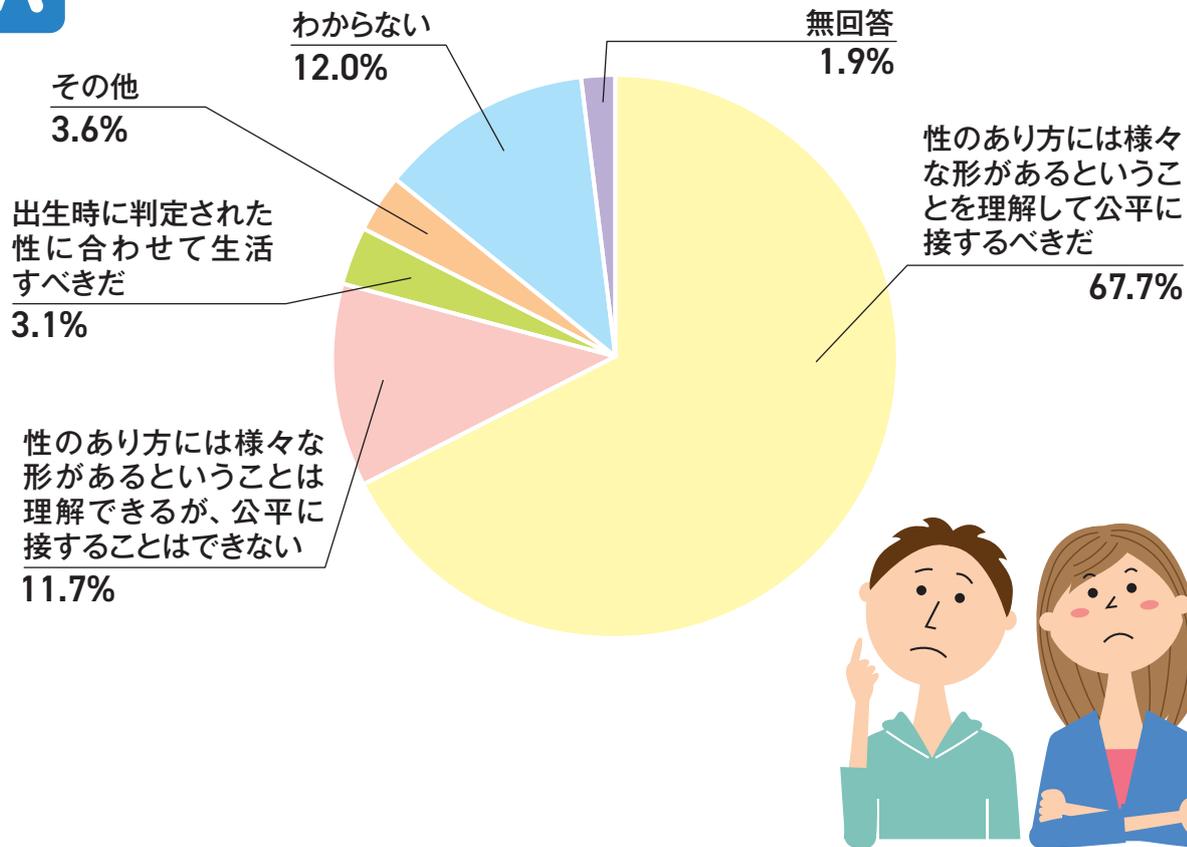
性的指向、ジェンダーアイデンティティなどに関する悩みについて、相談できる場所があることを知り、ひとりで悩みを抱えないようにする必要があります。



Q

性的(セクシュアル)マイノリティの人をどう思いますか。

A



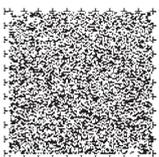
「性のある方には様々な形があるということを理解して公平に接すべきだ」の**67.7%**に対して、「性のある方には様々な形があるということは理解できるが、公平に接することはできない」は**11.7%**、「出生時に判定された身体上の性に合わせて生活すべきだ」は**3.1%**となっています。

性の多様性を認める考え方は、女性よりも男性、そして年代が上がるほど低くなる傾向がみられます。

性の多様性について理解を深める必要があります。

全ての人尊重される社会を実現するために

「性には多様性がある」「性はグラデーション」ということについて理解を深め、性的マイノリティの人への無理解からくる偏見や差別をなくしていく必要があります。



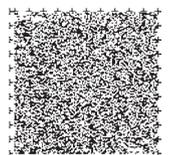
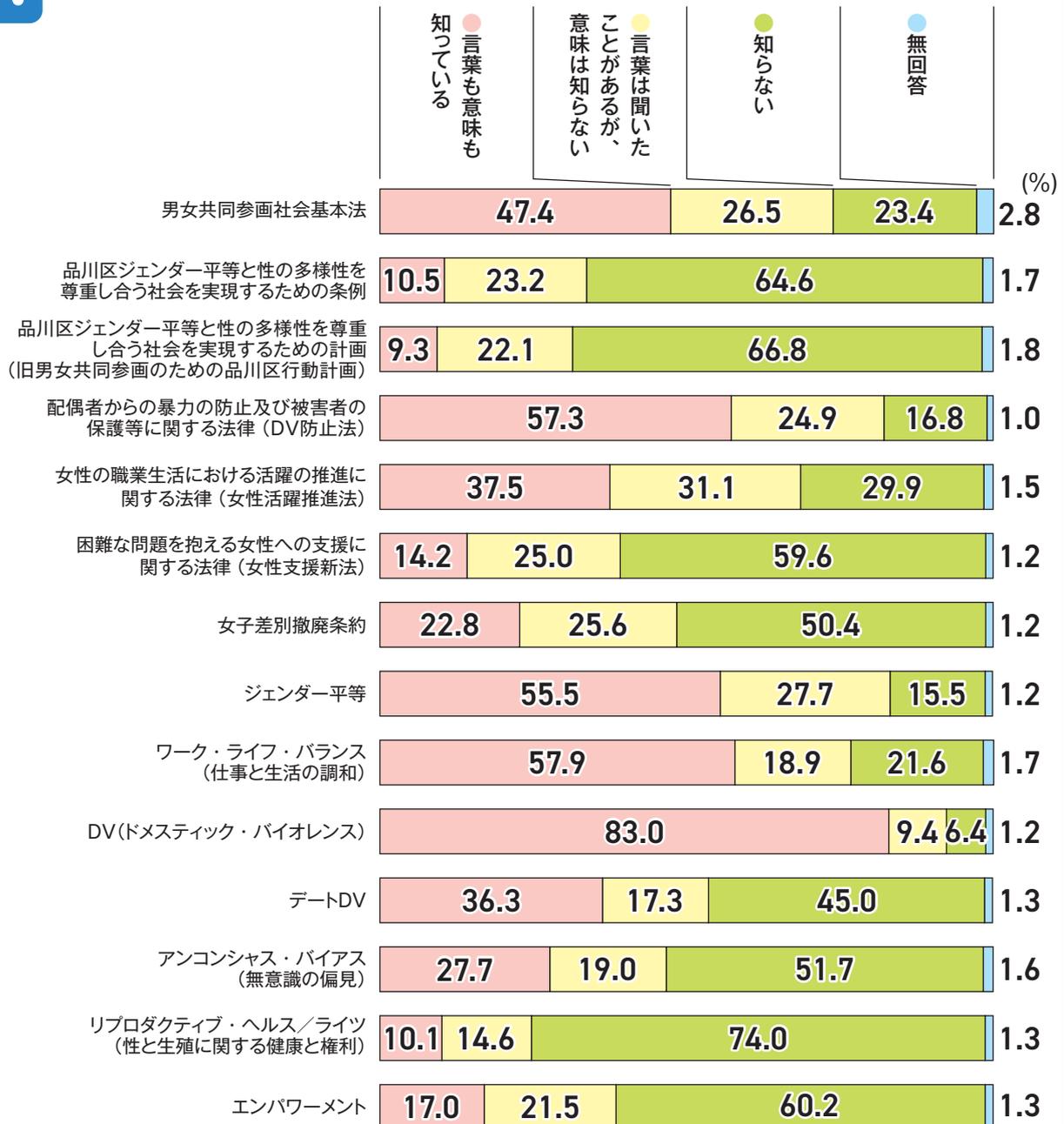
●ジェンダー平等の意識について

ジェンダー平等に関する言葉や制度の認知度

Q

あなたは、次あげる言葉や制度について知っていますか。

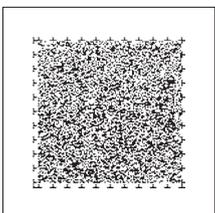
A



「言葉も意味も知っている」は、『DV（ドメスティック・バイオレンス）』が83.0%で最も高く、『ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）』57.9%、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）』57.3%、『ジェンダー平等』55.5%が過半数となっています。「言葉も意味も知っている」と「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない」を合わせた《認知度》は、『DV（ドメスティック・バイオレンス）』92.4%、『ジェンダー平等』83.2%、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）』82.2%が8割以上となっています。

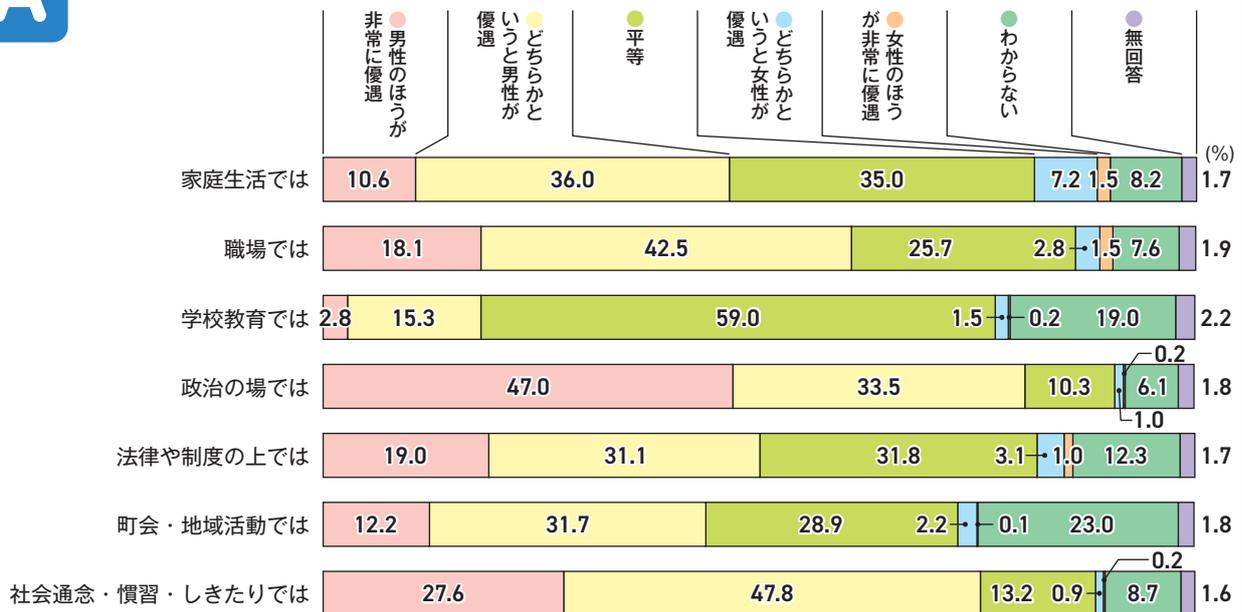
一方、「知らない」は、『リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）』が74.0%と高く、『品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画（旧男女共同参画のための品川区行動計画）』、『品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例』、『エンパワーメント』が6割台となっています。

認知度の低い言葉や言葉の認知度が高くて意味まで浸透していないことがあるため、正しい内容の理解まで踏み込み、それぞれの言葉と意味を広めていくことが必要です。





あなたは、次にあげるような分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。



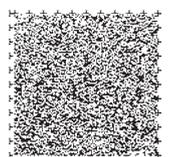
「平等」は『学校教育』が**59.0%**で5割以上を占めており、『家庭生活』、『法律や制度の上』が3割台となっています。「男性のほうが非常に優遇」は、『政治の場』が**47.0%**と特に高くなっています。これに「どちらかというとなりが優遇」を合わせた《男性優遇》は、『政治の場』が**80.5%**、『社会通念・慣習・しきたり』が**75.4%**、『職場』が**60.6%**、『法律や制度の上』が**50.1%**で5割以上となっています。

「学校教育」以外では、男性のほうが優遇と感じている場が多いという結果です。性別等にかかわらず誰でも活躍できる社会のしくみづくりが必要です。

ジェンダー平等社会の実現に向けて

世界経済フォーラムの発表では、令和7(2025)年の日本のジェンダーギャップ指数は、148カ国中**118位**という順位です。

ジェンダー平等に関する意識啓発を強化し、家庭や職場、政治の場等あらゆる場面におけるジェンダー平等の取組を促していく必要があります。



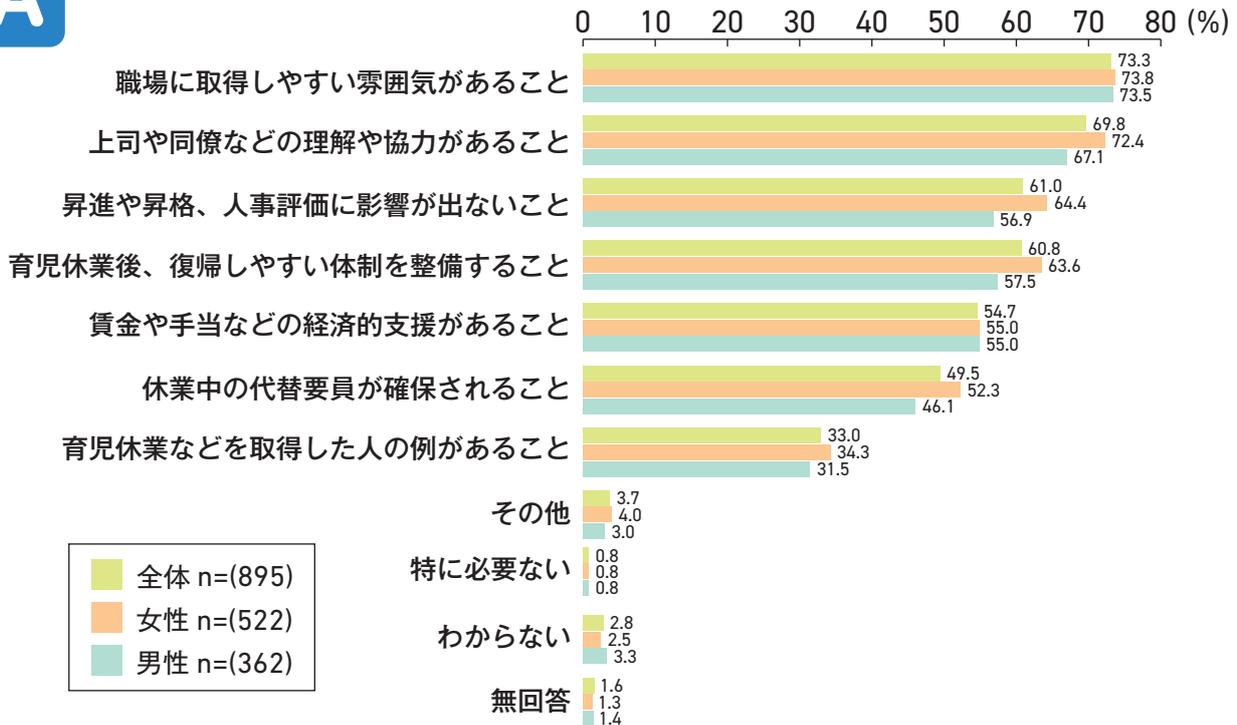
● 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

男性が育児休業を取得しやすくするために必要なこと

Q

育児休業は、実際には男性の取得はきわめて少ない状況です。取得しやすくするためにどのようなことが必要だと思いますか。

A



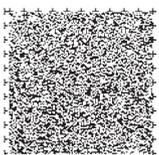
「職場に取得しやすい雰囲気があること」が73.3%で最も高く、以下、「上司や同僚などの理解や協力があること」69.8%、「昇進や昇格、人事評価に影響が出ないこと」61.0%、「育児休業後、復帰しやすい体制を整備すること」60.8%、「賃金や手当などの経済的支援があること」54.7%と続いています。

また、ほとんどの項目で女性が男性を上回っており、特に「昇進や昇格、人事評価に影響が出ないこと」は女性64.4%が男性56.9%より7.5ポイント、「休業中の代替要員が確保されること」は女性52.3%が男性46.1%より6.2ポイント、「育児休業後、復帰しやすい体制を整備すること」は女性63.6%が男性57.5%より6.1ポイント上回っています。

安心して仕事と育児を両立できるよう、事業所等への職場の理解促進や環境づくりの必要性を啓発する必要があります。

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) とは

「仕事」と子育てや介護、地域活動、自己啓発などの「仕事以外の生活」とのバランスがとれ、その両方が充実している状態をいいます。



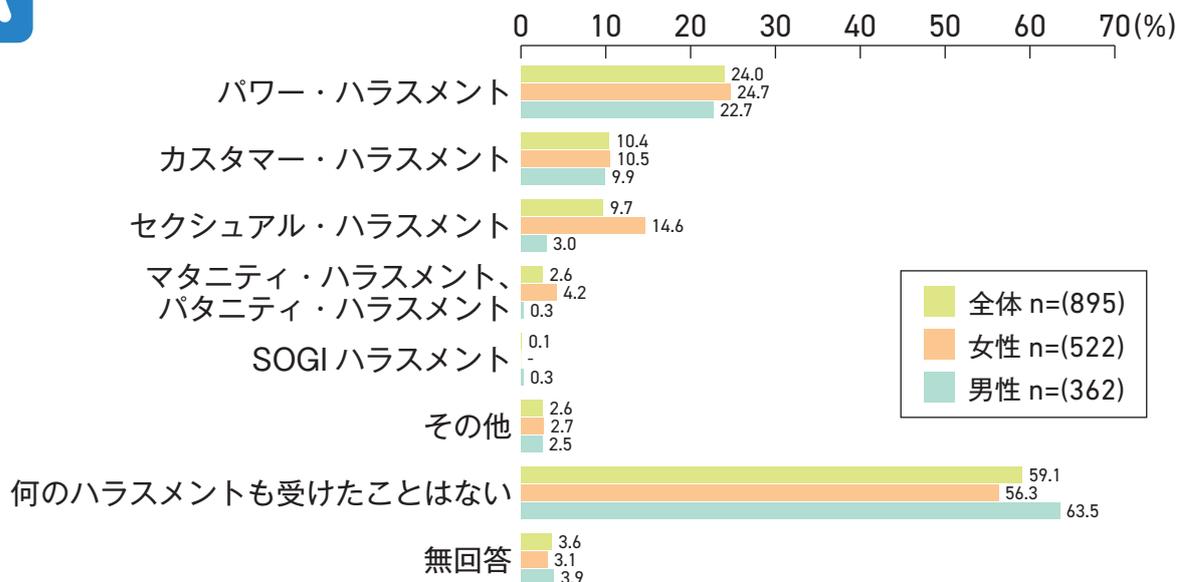
● ハラスメントの防止について

ハラスメントの被害経験

Q

あなたは過去5年間に何らかのハラスメントを受けたことがありますか。

A



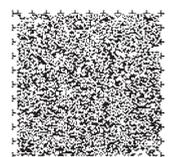
「パワー・ハラスメント」が24.0%で最も高く、以下、「カスタマー・ハラスメント」10.4%、「セクシュアル・ハラスメント」9.7%と続いています。一方、「何のハラスメントも受けたことはない」は59.1%となっています。

また、「セクシュアル・ハラスメント」は女性14.6%が男性3.0%より11.6ポイント上回っています。一方、「何のハラスメントも受けたことはない」は男性63.5%が女性56.3%より7.2ポイント上回っています。

ハラスメントに関する正しい知識を身に付け適切な対応が取れるよう、ハラスメントに関する周知啓発、情報提供を進めることが重要です。

ハラスメントとは

ハラスメントは、相手を不快にさせる嫌がらせやいじめ行為で、**個人の尊厳や人格を傷つける行為**です。



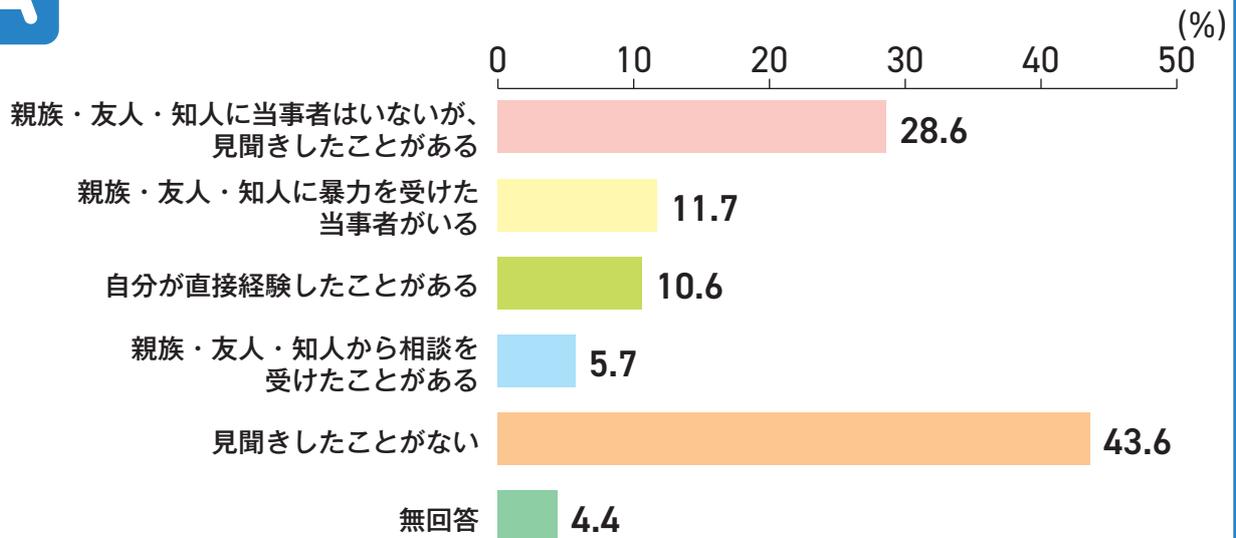
DVについて

DVの経験、見聞きしたことの有無

Q

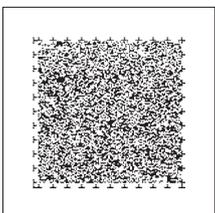
夫婦や恋人などの、親密なパートナー間での暴力（DV:ドメスティック・バイオレンス）が問題になっています。あなたはこのようなことについて見聞きしたことがありますか。

A



「親族・友人・知人に当事者はいないが、見聞きしたことがある」**28.6%**、「親族・友人・知人に暴力を受けた当事者がいる」**11.7%**、「自分が直接経験したことがある」**10.6%**と続いています。一方、「見聞きしたことがない」は**43.6%**で最も高くなっています。

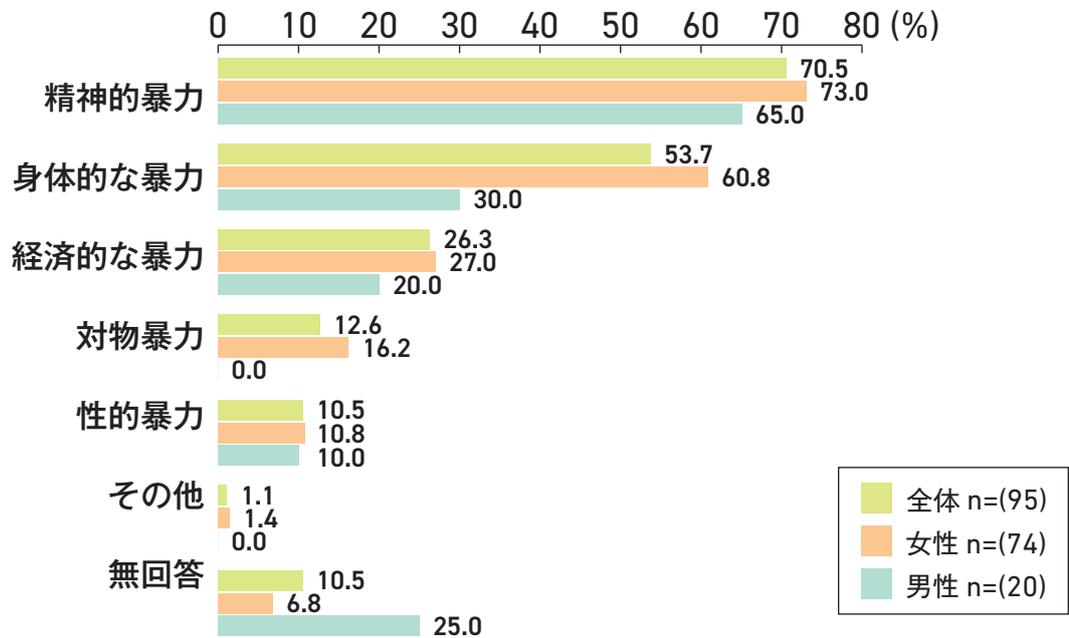
被害者が相談できず、外部から見えにくい状態だと、「自分の身近なところでDVは起きていない」と思う人が増え、被害者の発見が遅くなる恐れがあります。





「自分が直接経験したことがある」とお答えの方におたずねします。どのような暴力ですか。

A



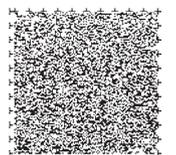
「精神的暴力」が**70.5%**で最も高く、以下、「身体的な暴力」**53.7%**、「経済的な暴力」**26.3%**と続いています。

また、女性では「精神的暴力」が**73.0%**、「身体的な暴力」が**60.8%**と高くなっています。男性においても、「身体的な暴力」は**30.0%**と比較的少ないですが、「精神的暴力」においては**65.0%**と高くなっています。

DVはいかなる理由があろうと許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識を広く社会に浸透させる必要があります。

DVは人権侵害です

DVや性暴力等の暴力は個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、決してあってはならない行為であり、**重大な人権侵害**です。



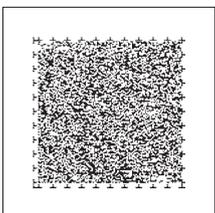
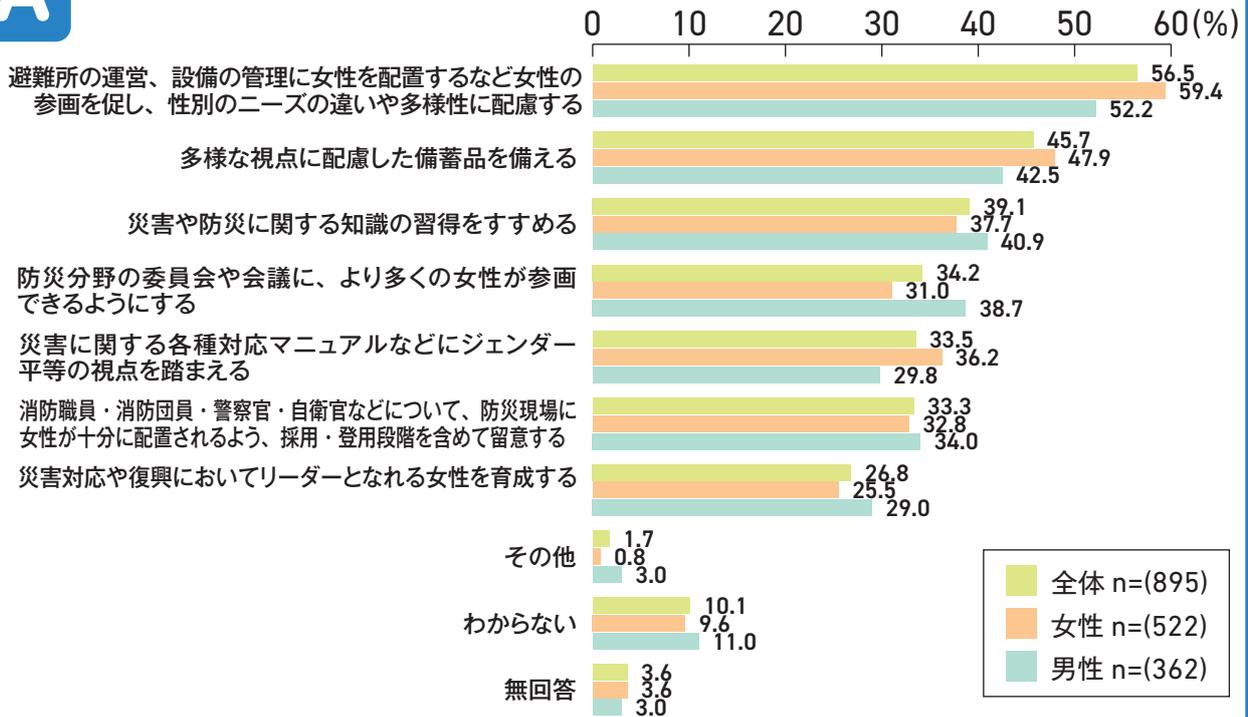
● ジェンダー平等の推進に関する施策について

防災分野でジェンダー平等の視点を活かすために重要なこと

Q

あなたは、防災分野でジェンダー平等の視点を活かすためには、どのようなことが重要だと思いますか。

A



「避難所の運営、設備の管理に女性を配置するなど女性の参画を促し、性別のニーズの違いや多様性に配慮する」が56.5%で最も高く、以下、「多様な視点に配慮した備蓄品を備える」45.7%、「災害や防災に関する知識の習得をすすめる」39.1%、「防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参画できるようにする」34.2%と続いています。

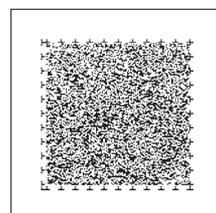
また、「避難所の運営、設備の管理に女性を配置するなど女性の参画を促し、性別のニーズの違いや多様性に配慮する」は女性59.4%が男性52.2%より7.2ポイント上回っています。「防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参画できるようにする」は男性38.7%が女性31.0%より7.7ポイント上回っています。

あらゆる場所に根深く残っている性別役割分担の解消に向け、ジェンダー平等の意識の醸成が喫緊の課題です。

避難所等での問題

実際の災害時では、女性の視点が入っていないことによる避難所等での問題が起こっています。このような問題をなくすためには、あらゆる場所に根深く残っている性別役割分担意識の解消や人権侵害に関する理解、知識の習得が必要です。

あらゆる分野において、ジェンダー平等意識を持ち、性別等にかかわらず、一人ひとりがその個性と能力を発揮して、誰もが自分らしく生きられる社会を目指しましょう。



さまざまな人権課題

外国人の人権を尊重しよう

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会問題となっています。特に近年、インバウンド需要の高まりによる外国人観光客や移住者の増加から、外国人と接する機会が増えたことにより、文化的な違いやマナーの問題等に関する様々な意見の衝突が生じています。しかしながら、いかなる理由があろうともヘイトスピーチは許されるものではありません。相手の気持ちを考え、思いやることの大切さをあらためて認識することが必要です。

感染症等に関連する偏見や差別をなくそう

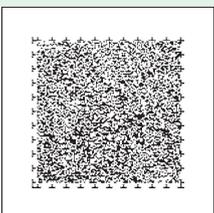
エイズ、ハンセン病、肝炎等の感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に対する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

アイヌの人々が民族の誇りを持って生活でき、その誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的とした「アイヌ施策推進法」が令和元(2019)年年5月に施行されました。先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。

犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を害されたりする人権問題が発生しています。犯罪被害者やその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。



路上生活者(ホームレス)に対する偏見や差別をなくそう

路上生活者(ホームレス)の自立を図るための様々な取組が行われている一方、嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけではなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

人身取引をなくそう

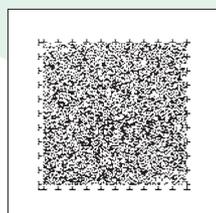
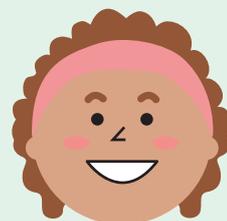
人身取引(性的サービスや労働の強要等)は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題への関心と理解を深めていくことが必要です。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要です。



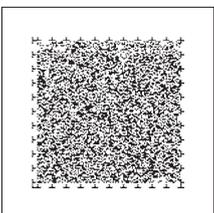
人権・ジェンダー平等を考える

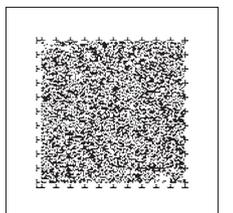
令和7(2025)年12月

発行：品川区区長室人権・ジェンダー平等推進課

〒140-0013 品川区南大井3-7-10 区長室分室

TEL 03-3763-5391 FAX 03-3768-5092





みんなで築こう 人権の世紀

考えよう相手の気持 育てよう思いやりの心

品川区人権問題相談窓口

人権身の上相談（人権擁護委員による相談）

区民相談室03-3777-1111

女性相談員による総合相談 にじいろ相談（LGBTQ 専門相談）

ジェンダー平等推進センター03-5479-4104

同和生活相談

人権・ジェンダー平等推進課人権・同和対策担当・・・03-3763-5391

子どもに関する相談

子ども家庭支援センター03-6421-5236

※令和8年5月より変更予定

教育相談室03-3490-2006

心のフリーダイヤル 0120-552-777

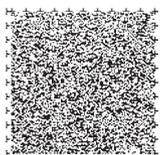
しながわ見守りホットライン

児童虐待は0120-726-628

高齢者虐待は0120-726-691

障害者虐待は0120-726-605

DVは0120-776-602



しあわせ
多彩区
Shinagawa City